

非常変災における授業の取扱いに関する申合せ

教務委員会改定 平成29年12月15日

1 目的

この申合せは、特別警報（暴風、大雨、暴風雪及び大雪に限る。）並びに警報（暴風に限る。）（以下「特別警報等」という。）について、学生の安全を確保することを目的として、授業の取扱いに関し必要な事項を定める。

2 特別警報等による休講措置

(1) 熊本市に特別警報等が発令されている時間帯は休講とする。ただし、特別警報等が解除となった場合は、次のとおりの対応とする。

- | | |
|----------------------|-----------|
| ・午前6時40分までに解除となった場合 | 1時限から授業実施 |
| ・午前8時25分までに解除となった場合 | 2時限から授業実施 |
| ・午前10時55分までに解除となった場合 | 3時限から授業実施 |
| ・午後0時40分までに解除となった場合 | 4時限から授業実施 |
| ・午後2時25分までに解除となった場合 | 5時限から授業実施 |
| ・午後4時10分までに解除となった場合 | 6時限から授業実施 |

(2) 教育・学生支援担当副学長は、熊本市に「特別警報」が発令される蓋然性が極めて高いと判断する場合には、予防的に休講等の措置を講ずることができる。

(3) 学部、研究科又は教育部の長（以下「学部長等」という。）は、授業開始後に特別警報等が発令された場合において、下校時における安全の保持のためには、施設内に学生を留め置くことが適切であると判断するときは、(1)に規定するところにかかわらず授業を継続させることができる。この場合においては、当該学部長等は、その特別な対応につき速やかに教育・学生支援担当副学長に報告するものとする。

3 遅刻・欠席した学生の取扱い

特別警報等発令の有無にかかわらず、悪天候時に授業が行われる場合において、公共交通機関の運行停止等の影響を受け、やむを得ず授業に遅刻し、又は授業を欠席（早退を含む。）したときは、学生の申し出に基づき、遅刻・欠席扱いとしないものとする。

4 特別警報等以外の非常変災への対応

前記2に定めるもののほか、不測の事態（国立大学法人熊本大学危機管理規則（平成19年3月26日制定）に基づき設置される災害対策本部が対応する重大な非常変災を除く。）が生じた場合は、教育・学生支援担当副学長が関係学部長等と協議の上、休講の是非を決定する。

5 申合せの実施日

この申合せは、平成29年11月27日から実施する。

附記 この申合せは、平成30年4月1日から実施する。